

**株式会社エバーフィールド木材加工場新築設計に係る  
公募型プロポーザルに関する質疑回答**

	質問事項	回 答
<b>【応募資格に関する事項】</b>		
1	<p>(3) 応募者の所属する建築士事務所は、平成21年4月1日から令和元年6月30日までの間に、延べ床面積300㎡以上の木造建築物又は木造と他の構造との混構造建築物（混構造建築物の場合は木造部分が300㎡以上であること。）の基本設計及び実施設計の実務経験（令和元年6月30日までに業務完了したものに限り。）があること。 上記応募資格は、団地のような複数棟ある建築の合計延床面積が300㎡を超えている場合でも実績として認められるのでしょうか。</p>	<p>延べ床面積は棟単位で300㎡以上とし、ご質問の事例の場合は300㎡以上の実務経験には該当しません。</p>
2	<p>プロポーザル応募要項の4応募資格の中で、次のような場合はどうか、お尋ねします。 私の事務所は個人事務所（一級建築士事務所の登録済で、建築士の所員は私1人のみ：Aとする）で、(3)に掲げてある要件に該当しません。 そこで、(3)の要件を満たす他の建築士事務所（Bとする）と組んで応募するとした場合、 1. 応募者の名前はどうか（AかBか）。 2. Aの名前が応募者として出ないとすれば、Aの名前を出す方法はないのでしょうか。 3. 上記1. 2. の場合の 様式1（応募登録）の記載方法。</p>	<p>共同応募の場合は、応募要項「4 応募資格(3)」の実績を満たす建築士事務所に所属する一級建築士が応募者となり、総括責任者として従事する必要があります。 応募登録名については、様式1に記載のとおり、応募者又は所属する事務所の名称を用いた登録名とし、共同応募の場合は連名等とすることが考えられます。</p>
3	<p>①4 応募資格(3)の基本設計・実施設計の実務経験について、共同設計または前所属の事務所での実績でも応募可能でしょうか。</p>	<p>共同設計の場合は、質問番号4を参照ください。 また、前所属で携わった実績で応募することは可能です。この場合、様式3について備考1のとおり記載してください。</p>
4	<p>②4 応募資格(3)の基本設計・実施設計の実務経験について、所属する建築事務所の元請けでの実績でしょうか。</p>	<p>業務実績は事業主体と直接契約締結した者（共同企業体（JV）の場合は構成員）に限ることとし、事業主体と直接契約締結していない協力事務所（再委託を含む）での実績は不可とします。</p>